

秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備の
官民連携事業手法等調査業務委託
【公募型プロポーザル募集要項】

令和2年6月

習志野市教育委員会 生涯学習部 生涯スポーツ課

秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備の 官民連携事業手法等調査業務委託募集要項

1 趣旨

習志野市では、市内秋津地区に位置する秋津公園及び公園内にあるスポーツ施設等の公共施設並びに秋津近隣公園予定地の一体的な再整備に関し、収益施設の導入や利用率向上による採算性の改善による公的負担の軽減、市民サービスの向上を目指し、コンセッションを含む官民連携事業手法による施設整備及び維持管理・運営方法の検討、並びにリスク分析、事業範囲、VFM等の調査・検討を実施するため、国土交通省の先導的官民連携支援事業（第1次）（国庫補助事業）の採択を受け、秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備の官民連携事業手法等調査業務委託を実施します。

この募集要項は、本調査業務を適切に遂行する能力及び技術力を有する事業者の選定にあたり、必要な事項を定めたものです。

2 概要

(1) 事業名

秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備の官民連携事業手法等調査業務委託

(2) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務の内容

別紙「業務委託共通仕様書」及び「秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備の官民連携事業手法等調査業務委託特記仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月1日（月）まで

(5) 事業費限度額

14,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(6) 支払条件

業務完了確認後一括払い

3 担当課

習志野市教育委員会 生涯学習部 生涯スポーツ課（担当：三橋・高橋）

住所 〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話 047-453-7378（直通） FAX 047-453-9384

E-mail syosupo@city.narashino.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込書提出日から契約締結の日までの期間にわたり、次の条件を全て満たすものとします。

- (1) 習志野市入札参加資格者名簿に登録され、かつ登録区分「測量・コンサルタント」に登録されているものであること。
- (2) この公告の日から本業務の契約締結の日までの間、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 12 年 2 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (3) 千葉県内又は近接都県内（東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県）に本店又は入札及び契約に係る権限を委任された営業所があること。
- (4) 法人税法（昭和 40 年 3 月 31 日法律第 34 号）、地方税法（法人事業税）（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税金を滞納していないこと。
- (5) 次に掲げる事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者
 - ③ 本契約候補者決定の日から 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ④ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項から第 6 号までに該当する団体又は団体に属する者。

5 選考スケジュール

公募から最優秀提案者（優先交渉権者）の選定までのスケジュールは以下のとおりです。

- ① 募集要項の公告 令和 2 年 6 月 23 日（火）
- ② 質問受付 令和 2 年 6 月 24 日（水）から 7 月 3 日（金）午後 5 時まで
- ③ 質問への回答 令和 2 年 7 月 9 日（木）
- ④ 参加申込書の受付 令和 2 年 7 月 1 日（水）から 7 月 15 日（水）午後 5 時まで
- ⑤ 参加資格の通知 令和 2 年 7 月 21 日（火）まで
- ⑥ 応募書類の提出（持参） 令和 2 年 7 月 22 日（水）から 7 月 28 日（火）午後 5 時まで
- ⑦ 審査結果の公表 令和 2 年 8 月 12 日（水）

6 参加申込み

(1) 本プロポーザルに参加する場合は、以下の書類を提出してください。

① 「公募型プロポーザル参加申込書（様式1）」

② 「会社概要（様式2）」

令和2年3月31日現在で記入してください。

なお、既存の会社概要資料を別添することを可とします。

③ 「業務実績（様式3-1）、（様式3-2）」

今回の案件に生かすことができると考えられ、かつ、平成27年度以降に元請けとして契約し、令和2年3月までに完了した契約業務を4件まで記載してください。

(2) 受付期間

令和2年7月1日（水）から7月15日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

様式については、本市のホームページよりダウンロードしてください。なお、窓口でも配布しています。

「様式1」、「様式2」及び「様式3-1、様式3-2」に必要事項を記入し、電子メールあるいは郵送にて担当課まで提出してください。

また、会社概要等の資料については、PDF等による電子メールあるいは郵送にて、上記と合わせて担当課まで提出してください。電子メールの表題は、「官民連携事業手法等調査プロポ参加申込み（事業者名）」としてください。メール送信後、担当課に受信確認の電話をしてください。

なお、メールの容量（添付ファイル含む）については10MB以内で送信してください。これを超える場合は、複数に分けて送信してください。

(4) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を行い、令和2年7月21日（火）までに参加資格の審査結果について、参加申込みを行ったすべての事業者へ電子メールにて通知します。

参加資格を有すると確認できた事業者は、令和2年7月28日（火）午後5時までに、応募書類の提出を行っていただきます。

7 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書（様式5）」を提出してください。

(1) 受付期間

令和2年6月24日（水）から7月3日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

「様式5」に必要事項を記入し、電子メールに添付して担当課へ提出してください。電子メールの表題は「官民連携事業手法等調査プロポに関する質問（事業者名）」としてください。メール送信後、担当課に受信確認の電話をしてください。

電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答しません。

(3) 回答方法

質問及び回答の内容は、令和2年7月9日（木）に本市ホームページ上で公表するとともに、公表した旨について、質問票の提出及び公表時点で参加申込みをしているすべての事業者電子メールにて通知する予定です。

8 応募書類の提出

参加事業者は、選定に必要な下記の書類（以下「応募書類」という。）を持参により、担当課へ提出してください。なお、上記「6 参加申込み」、「7 質問の受付」及び応募書類の各様式については、本市のホームページから必要に応じてダウンロードしてください。なお、窓口でも配布しています。

(1) 提出期間

令和2年7月22日（水）から7月28日（火）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 応募書類

応募書類は下記のとおりです。

- ① 公募型プロポーザル届出書（様式 4-1） 1 部
- ② 誓約書（様式 4-2） 1 部
- ③ 見積書（様式 4-3） 1 部
- ④ 実施体制調書（様式 4-4） 9 部
 - * 実施体制図を作成し、配置を予定している職員の役割及び氏名を記載してください。また、管理責任者及び主担当がわかるように記載してください。
 - * 協力会社がある場合も同様とします。
- ⑤ 配置技術者調書（様式 4-5） 9 部
 - * 様式 4-4 に記載した配置技術者すべてについて記載してください。欄が足りない場合は適宜ページを追加してください。
- ⑥ 業務工程表（任意様式） 9 部
- ⑦ 取組方針及び提案概要書（任意様式） 9 部
 - * A4 両面 4 枚まで、文字サイズは 10 ポイント以上としてください。
 - * 業務を進めるに際しての取組方針、考え方及び提案概要を簡潔にしてください。
- ⑧ コミュニケーションシート（任意様式） 9 部
 - * A4 両面 4 枚まで、文字サイズは 10 ポイント以上としてください。
 - * 次の課題についての考え方を簡潔に記載してください。
 - 公共施設の老朽化対策と官民連携手法について
 - 公園を活用した地域の価値を高めるエリアづくりについて
 - スポーツ施設と公園の一体的整備について
 - Park-PFI の導入について
 - e スポーツの導入可能性について
 - 都市公園法、都市公園施行令及び都市公園施行規則についての知見

⑨ 納税証明書

1部

* 申請日以前3カ月以内の証明日のものであること（写しでも可）。

- ※ 「様式 4-1」、「様式 4-2」、「様式 4-3」については、代表者印を押印してください。
- ※ 「様式 4-4」、「様式 4-5」、「業務工程表」、「取組方針及び提案概要書」及び「コミュニケーションシート」については、参加事業者名が特定されるような記述は避けてください。
- ※ 上記「取組方針及び提案概要書」及び「コミュニケーションシート」の作成にあたっては、本市のホームページに掲載している「習志野市公共施設等総合管理計画」、「公共施設再生計画」及び「第2次公共建築物再生計画」を参考としてください。

9 選考方法

(1) 選考手順

- ・ 市が設置する選定委員会において、応募書類による書類審査並びに別紙「審査基準」に基づく評価及び選考を行います。
- ・ 選考にあたっては最低基準を設け、最低基準（60点以上）を満たした者のうち、得点が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を最優秀提案者（優先交渉権者）として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定します。
- ・ 最高得点者が複数の場合は、取組方針及び提案概要の評価項目がより上位の者を、それでも同点の時は、見積額がより廉価であった事業者を最優秀提案者（優先交渉権者）とします。
- ・ 参加事業者が1者であった場合も選考を行います。
- ・ 審査の結果、最低基準の点数（60点）を上回る参加事業者がいなかった場合は、本プロポーザルにおいては契約を行わないものとします。

(2) 選考における評価

別添「審査基準」のとおり

10 結果の公表

選考結果については、令和2年8月12日（水）にすべての参加事業者あてに電子メールで通知するとともに、本市のホームページで公表します。

11 契約の締結

- ・ 本業務の最優秀提案者（優先交渉権者）に選定された参加事業者には、令和2年8月12日（水）に連絡します。
- ・ 最優秀提案者（優先交渉権者）に選定された参加事業者は、本市と協議の上で、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。
- ・ 最優秀提案者（優先交渉権者）が何らかの理由により契約を行うことができなかった場合は、次点の事業者を優先交渉権者とします。

12 その他留意事項

(1) 募集の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとします。

(2) 費用の負担

応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

(3) 応募書類の取扱い

- ① 応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市が必要と認める場合には、市は応募書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- ② 本応募において市が取得した個人情報については、当該評価に係る目的以外には一切使用せず、第三者に提供しないこととします。
- ③ 応募書類における、個人情報、営業上及び技術上有用な情報以外について、公表することがあります。
- ④ 応募書類の内容が特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている場合で、それを使用した結果の責任は、応募者が負うこととします。
- ⑤ 選定者の応募書類は返却しません。ただし、3位以下の提出資料については、希望がある場合は、審査結果公表後1週間以内であれば返却します。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、複数の応募書類を提出することはできないものとします。

(5) 応募書類の変更禁止

応募書類提出後の応募書類の変更はできないものとします。

(6) 成果品として提出する業務報告書の策定にあたって

本事業は、先導的な官民連携事業の事例となる案件の形成を推進するため、国が地方公共団体等に対し、官民連携事業の導入や実施に向けた検討・準備業務に要する調査委託費を助成する先導的官民連携支援事業として実施される事業であり、調査結果として得られた事業手法等の先導性を他の自治体が参考にすることで、官民連携事業の普及を図ることも目的としています。そのため、契約期間中に国の求める中間報告等にあたっては、適宜対応していただきます。

また、業務報告書の取りまとめにあたっては、国土交通省が例示する、下記の URL に掲載された基本的な報告書フォーマットを参考にし、関係者以外でも理解しやすいように、わかりやすく整理してください。

調査終了後、報告書の内容について国土交通省から問い合わせや根拠資料の提出要求があった場合は、適宜対応をお願いします。なお、調査終了後、国土交通省の第三者委員会において、先導的官民連携支援事業による調査全体の中から任意に選定の上、調査結果について報告を求められることがありますので、これを念頭に検討内容の精査、わかりやすい報告書の作成に留意してください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000066.html

(7) その他

- ① 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ② 本業務は業務提案内容等により審査を行い、最も評価の高い者から随意契約による委託契約の協議を行いますが、その際、応募書類の提案がそのまま委託内容として反映されるとは限りません。
- ③ 応募に係る情報は、個人に関する情報等を除き、習志野市情報公開条例（平成10年4月1日施行）、又は市議会の資料請求に基づき開示が実施されることがあります。

13 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類の内容が本要項で定める内容に適合していない場合
- (2) 参加資格を満たさない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 事業費限度額を超えている場合
- (5) その他選定委員会が不適格と認めた場合